

# 家計に優しい ジェネリック医薬品のススメ

同じ成分・同じ効き目で、新薬(先発医薬品)より安いのが『ジェネリック医薬品』です。実際に、どのくらい安くなるのでしょうか。

## 長く服用しなければならない薬ほど安さを実感

ジェネリック医薬品は、新薬に比べて開発期間が短く、開発コストも大幅に抑えられるため、価格が新薬の2～7割に設定されています。どのくらい安くなるかは薬によって異なりますが、一般的には長期間の服用が必要になる薬ほど、価格の違いによるメリットが大きくなります。

代表的な生活習慣病の、新薬とジェネリック医薬品の薬代の違いを紹介します。

### ①高血圧症 高血圧症の代表的な薬を1日1回、1年間服用した場合

新薬	ジェネリック医薬品	差額
7,030円	2,960円	4,070円

### ②糖尿病 糖尿病の代表的な薬を1日3回、1年間服用した場合

新薬	ジェネリック医薬品	差額
18,070円	6,830円	11,240円

### ③脂質異常症 脂質異常症の代表的な薬を1日1回、1年間服用した場合

新薬	ジェネリック医薬品	差額
11,140円	2,760円	8,380円

※医療費の自己負担が3割の場合の金額です。

※上記はあくまで一例で、価格は薬の種類によって異なります。

生活習慣病は、生涯にわたり薬を飲み続ける必要があることもあり、5年、10年と積み重なると、差額はさらに大きな金額になります。

家計に優しいジェネリック医薬品への切り替えを検討してみませんか。



## ご注意ください！

全ての新薬に対しジェネリック医薬品が製造販売されているわけではなく、治療内容によっては適さない場合もあります。まずは医師に相談し、選択や使用方法については薬剤師と相談してみましょう。

## 国民健康保険の保険証を更新します

次の窓口交付対象者を除き、各世帯に簡易書留郵便で保険証を発送します。発送は4月15日ころを予定しています。

### ▶窓口交付対象者

- ①特別証交付対象者／学生の方などで本町に住居票がない方。在学(園)証明書が必要です。
- ②短期証交付対象者／国民健康保険税を滞納している方。窓口相談の上、期間を定めて交付します。

※国民健康保険税の賦課に関係しますので、まだ所得の申告がお済みでない方は、速やかに申告手続きを済ませてください。

問い合わせ先／役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

## 子育て応援医療費還元事業

# 中学生の通院医療費も助成します

子育て中の世帯を応援する新たな事業として、昨年7月にスタートした「子育て応援医療費還元事業」の対象が、4月1日から中学生まで広がります。

この事業は、お子さんが病気やけがで通院した際に負担した医療費の一部を、町内での買い物などに利用できる商品券(てしかがfureca(フレカ))(右下の図)として還元するものです。子育て中のご家庭の医療費負担の軽減と、町内消費の活性化を図ることが目的で、既に100世帯以上のご家庭で利用されています。

▶対象／本町に住居登録し、小学生・中学生のお子さんのいる世帯。

ただし、他の医療費助成制度を受ける場合は対象になりません。

▶対象になる医療費／小学生・中学生のお子さんが通院(歯科を含む)した際、医療保険の自己負担分として病院や薬局に支払った医療費が対象です。

※入院分の医療費は除きます。

中学生は平成25年4月1日以降の通院の際に支払った分から対象になります。

▶助成の内容／対象医療費のうち、自己負担分の2/3に相当する額を1円＝1ポイントとして換算します。500ポイントごとに町内の取扱店で利用できる商品券と交換できます。

### ▶手続きの方法

①診療日、受診者氏名、保険内医療費の金額が記され、医療機関の領収印が押された領収書原本(レシート不可)と保護者の方の印鑑を役場健康推進課へお持ちください。ポイントカード(右上の図)を作成し、金額に応じたポイントを付与します。

②ポイントカード作成後は、お子さんの通院で負担した医療費がある場合に、領収書とポイントカードを役場健康推進課へお持ちいただければ、ポイントを加算します。



## 取扱店を募集しています！

商品券取扱店の登録は現在41店舗です。町内で営業している事業者の方で登録をご希望の場合は、ご連絡ください。



問い合わせ先／役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

## (旧)川湯温泉観光案内所を事務所などで使用しませんか

町では、(旧)川湯温泉観光案内所(行政財産)を、事務所などとして使用を希望する町民の方を募集します。詳細やご不明な点などは、観光商工課商工振興係にお問い合わせください。

▶貸付期間／平成25年5月1日(水)～平成26年3月31日(月)(期間の延長・短縮は可能です)

▶使用できる施設／(旧)川湯温泉観光案内所(川湯温泉2丁目33番地・御園ホテル向かい)  
1982(昭和57)年建築 木造平屋 54.87㎡

▶使用料金／弟子屈町行政財産使用条例により、期間使用料29,007円(1ヵ月2,637円)  
その他使用者負担 浄化槽定期点検料、浄化槽保守点検料、電気・水道料金

### ▶応募資格

- ①(旧)川湯温泉観光案内所施設を事業所などの事務所などとして利用が可能な方。
- ②事業所として必要な許可や免許などを有すること。
- ③町税を滞納していないこと。

▶申請期間／4月2日(火)～4月10日(水)(土・日曜日を除く)の8時45分～17時30分

### ▶申請書類

- ①行政財産使用許可申請書(役場観光商工課にあります)
- ②添付書類／納税証明書、登記事項証明書(個人の場合は町長が発行する営業証明書)、代表者身元証明書(個人企業のみ)、許可・登録証明書(コピーでも可)

▶現地説明会(希望者のみ)／4月9日(火) 10時 (旧)川湯温泉観光案内所

▶使用者の決定について／使用希望者が多数の場合は、内容を審査し決定します。

問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)